

# 建設リサイクル制度において着目する観点

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項目	着目する観点	建設リサイクル法における関係条文との関係 (赤字: 規定のある条文)					その他関係法令
				第1, 2章	第3章	第4章	第5章	第6, 7章	
				総則・基本方針等	分別解体等	再資源化等	解体工事業	雑則・罰則	
<b>I) 3Rの推進に向けた横断的取組</b>									
○	○	(1) 発生抑制、再利用及び再生資材の利用の推進	①発生抑制の取組の推進 ②再利用・再生資材の利用						資源有効利用促進法 資源有効利用促進法
○	○	(2) 建設廃棄物の流れの「見える化」	①建設廃棄物の流れの「見える化」		(法第10～13条)	(法第18条)			(廃棄物処理法)
○		(3) 建設リサイクル市場の育成	①建設リサイクル市場の育成						
○	○	(4) 分別解体、再資源化に係る情報提供	①分別解体、再資源化に係る情報提供		法第7条				
○	○	(5) 建設リサイクル法の周知・啓発の充実	①建設リサイクル法の周知・啓発の充実		法第5～8条	(法第10～13条)			
○		(6) 建設リサイクルに関する技術開発等の推進	①建設リサイクルに関する技術開発等の推進						
<b>II) 建設リサイクルの促進</b>									
◎	△	(1) 分別解体における取組の推進	①対象規模基準のあり方 ②分別解体等に係る施工方法に関する基準 ③分別解体時における廃石膏ボードの特定建設資材からの分別 ④分別解体時における有害物質含有建設資材の取扱い ⑤対象建設工事の事前届出・通知 ⑥解体工事業の登録制度 ⑦分別解体等における工事内容及び費用の明確化		法第9条 [施行規則第2条] 法第9条 [施行規則第2条] 法第9条 [施行規則第2条] 法第9条 [施行規則第2条]				安衛法(石棉則)、大防 法、PCB特措法等
◎		(2) 再資源化における取組の推進	①特定建設資材の指定品目及び再資源化 ②再資源化等完了後の報告のあり方	法第2条 [施行令第1条]		法第16条		法第38-41条	
△	◎	(3) 縮減に関する取組の推進	①木材の縮減のあり方			法第18条[施行令第5条、 行規則第5.6条] 法第16,17条[施行令第4 条、施行規則第3.4条]			
<b>III) 建設廃棄物適正処理の徹底</b>									
	◎	(1) 適正処理における取組の推進	①不適正処理が発生するメカニズム ②不適正処理の防止策の実施						廃棄物処理法 廃棄物処理法
○	◎	(2) 取組みにおける取組の推進	①パトロール等の実効性の向上 ②現場状況把握の強化 ③行政における情報共有等の連携強化		法第14,15条 法第14,15条 法第14,15条	法第19,20条 法第19,20条 法第19,20条	法第37条 法第37条 法第37条	法42,43,46,48-53条 法42,43,46,48-53条 法42,43,46,48-53条	廃棄物処理法 廃棄物処理法 廃棄物処理法